

国立国語研究所職員の兼業に関する規程

平成21年11月10日
国語研規程第49号
改正 平成24年 4月20日

(趣旨)

第1条 本規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の職員の兼業について、人間文化研究機構職員兼業規程（以下「機構規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(兼業手続き)

第2条 兼業を申請する者は、兼業開始日以前に別紙の申請書に、依頼元からの兼業依頼書及び関連書類を添えて提出する。

(1) 兼業依頼書：研究所長（以下「所長」という。）宛とし、役職（職名）、担当科目、任期、勤務形態（曜日、時間）、手当の有無、手当ありの場合にはその額（時給額等）を明記する

(2) 関連書類：兼業依頼元の委員規程・規約等

2 兼業は、所長が許可する。

3 申請結果については、その可否にかかわらず、申請者及び兼業依頼元へ通知する。

(許可基準)

第3条 機構規程第5条に定めるもののほか、職務に支障のない限り、次のものについて許可する。

(1) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公私立大学等の非常勤講師等

(2) 国、国立大学法人及び地方公共団体の委員会委員等

(3) 人間文化研究機構内の他研究機関の委員等

(4) 公益法人等の講師、委員会委員等

(5) 営利企業からの依頼のうち、その兼業内容が学術研究に関する事項である場合

(6) 兼業に対する報酬の額が1回につき社会通念上合理的と認められる場合

(兼業の上限)

第4条 第3条の兼業の上限は原則として週7時間45分相当以内とする。

2 第3条第1号の兼業の上限は、原則として3コマまでとする。

(事務)

第5条 兼業の許可に関する事務は、管理部総務課人事係において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、兼業に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規程は、平成21年11月10日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。